

有料職業紹介の対価と返還条項について

【対価の支払い】

入職の対価は成功報酬とする。

契約により当社から紹介された人材の採用を決定し、採用決定者が入職したとき、当該採用決定者の年間報酬支給想定額の 20% 及び消費税を対価として支払う。尚、定期勤務における年間報酬支給想定額は 52 週を基準とするものとする。

【返還条項】

当社が紹介した人材を採用した後、当該人材が退職した場合、下記の割合で当社より対価を返還するものとする。但し、採用施設の責めに帰すべき事由又は交通事故等の不可抗力の場合はこの限りではないものとする。なお、返還金の請求は、いずれもその期間内に申し出たものに限るものとする。

1 ヶ月以内で退職した場合 本対価の 100%

1 ヶ月を超え 3 ヶ月未満で退職した場合 本対価の 50%

平成 27 年 4 月 1 日

乙： 埼玉県さいたま市大宮区東町一丁目 113 番地-103

株式会社セカンド

代表取締役

塚本 孝

